

体育施設利用案内

陸上競技場

個人利用は、陸上競技に限ります。

サッカー・ラグビー・アメフト・グラウンドゴルフ等他の競技は、専用利用のみとなります。

専用利用は、団体が競技会・行事等で使用する場合のみで大会要項の提出が必要となります。

トレーニング室

中学生以下はご利用できません。

多目的グラウンド

夜間使用期間は、5月1日から10月31日までで、2面までの使用となります。

グラウンド・ゴルフ場

個人利用に限ります。

布引グリーンスタジアム 使用料金表

2010.11

種別又は区分	単位	金額	摘要
貸切使用(陸上)	平日1時間	2,000円	大会・競技会・事業に限る
	休日1時間	2,500円	
団体使用(陸上)	1時間	1,000円	10人以上の場合。児童・生徒は半額
個人使用(陸上)	1回	200円	児童・生徒は半額
トレーニング室	市内	400円	中学生以下は利用不可。1人当たり 2時間を限度とする。
	市外	600円	
	市内回数券	4,000円	11枚綴り
	市外回数券	6,000円	
会議室	1時間	250円	
陸上競技用具団体	1式1回	2,000円	附属設備
〃 個人	1種目	100円	
〃 放送用具	1式1回	2,000円	
写真判定装置	1式1回	30,000円	
温水シャワー	1人	100円	10人以上の団体利用は1,000円
多目的グラウンド使用料	1面1時間	400円	A面・B面・C面・D面 共通
〃 照明料	1面1時間	1,000円	
〃 放送用具	1式1回	1,000円	
グラウンドゴルフ場	1人半日	200円	半日とは午前・午後。8ホール
広告物の表示	1日	2,000円	広告物の表示面積 1平方メートル

- 1 入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は当該使用料の3倍に相当する額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。入場料その他これに類する金額を徴収しない場合であってもスポーツ以外に利用する場合の使用料は当該使用料の2倍に相当する額とする。
- 2 原則として規定時間外に利用することはできない。ただし、特別の理由により時間区分を超えて利用するときの使用料は5割に相当する額をその超える1時間ごとに加算した額とする。
- 3 児童・生徒とは3歳以上の幼児、小学生の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 4 市外在住者または市外に所在する法人若しくは団体(陸上競技場の共用にあっては、県外在住者又は県外に所在する法人若しくは団体)が利用する場合は、当該額(照明料・附属設備使用料は除く。)の2倍に相当する額とする。ただし、トレーニング室は除く。
- 5 陸上競技場の利用内容によっては、トレーニング室の利用時間を規制することができる。
- 6 芝生の養生期間が必要となった時は、利用を許可しないことができる。
- 7 電気・水道又は冷暖房を使用する場合は、実費相当額を別に徴収することができる。
- 8 1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなして計算する。なお、準備及び後始末に要する時間は利用時間に含まれるものとする。
- 9 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 10 広告物の表示にかかる使用料は広告物の表示面積が1平方メートル未満の時は1平方メートルとする。